

能代市ネーミングライツ導入に関する要領

1 趣旨

この要領は、市が設置した公の施設等（以下「施設」という。）に対する命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適切な導入を図るため、対象施設、募集の方法及び応募者の選定方法等について基本的な考え方を示すものである。

2 ネーミングライツの概要

（１）導入の内容

ネーミングライツとは、契約により施設に団体名又は商品名等を冠した愛称を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得した団体等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から対価（以下「パートナー料」という。）を得て、施設の運営維持及び利用者のサービス向上を図るものである。

なお、ネーミングライツ導入後、市は愛称を積極的に使用することとするが、条例で定める名称は変更しないものとする。

（２）導入の目的

安定的な自主財源を確保することにより、施設の良い管理及び運営を行う。

市とネーミングライツ・パートナーとが連携及び協力することにより、民間の資源やノウハウ等を活用し、施設の魅力及び市民サービスの向上を図るとともに、地域の活性化につなげる。

3 導入対象施設

対象とする施設は市が設置している公の施設で、施設の設置目的や規模、利用者数及びメディアに取り上げられる頻度等を勘案して、市に一定のパートナー料が見込める施設とする。

4 契約期間

契約期間は原則３年とし、施設の特性、管理及び運営形態等に応じて決定するものとする。

5 愛称の付与範囲

（１）施設などの名称に、愛称を付与して使用する。付与する愛称は、市民に親しまれ、かつ施設の設置目的にふさわしいものとする。

（２）付与するものは施設の愛称であることから、導入対象施設の名称の条例改正は行わないこととする。

（３）利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更は行わない。また、新たな愛称が定着するまで、当分の間は条例上の名称を併記するなど、利用者が混乱しないように配慮する。

6 ネーミングライツ・パートナーの募集方法等

(1) 募集方法

募集は原則公募とし、応募に必要な事項を記載した募集要項などを作成したうえで、市ホームページなどで周知する。

(2) 募集期間

募集期間は、原則として1ヶ月以上確保する。

(3) 費用負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(4) 応募資格

応募資格を有するものは法人格を有する団体とする。ただし、次の事項に該当する場合は、応募することが出来ないものとする。

- ① 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反しているもの
- ② 公序良俗に反する事業を行うもの
- ③ 公租公課を滞納しているもの
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
- ⑤ 市から指名停止の措置を受けている団体又は市から許可の取消しその他の不利益処分を受けているもの
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）による清算の申立てがなされているもの
- ⑦ 政治団体又は宗教団体等
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条6号に規程する暴力団関係者
- ⑨ その他、市ネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められるもの

7 ネーミングライツ・パートナーの選定

(1) 審査委員会の設置

応募内容の審査及びネーミングライツ・パートナーの選定を行うため、ネーミングライツ導入施設を所管する部局ごとに審査委員会を設置し、事務局は財政課とする。なお、審査及び選定に当たっては、必要に応じて関係団体やその他関係者の出席を求めることができるものとする。

(2) 審査委員会の組織

審査委員会は、原則として関係部局の職員等からなる者を委員として組織する。

なお、特に必要と認める場合は、外部委員を招へいすることができるものとする。

(3) 審査区分及び審査項目

以下の審査区分及び審査項目により総合的に審査を行い、ネーミングライツ・パ

ートナー優先交渉権者を決定する。なお、応募者が1者のみの場合であっても、審査委員会においてネーミングライツ・パートナーとして相応しいか否かについて審査及び選定を行うものとする。

審査区分及び主な審査項目

審査区分	審査項目
団体の経営	・ 経営の健全性、安定性（決算書等による）
団体の状況	・ 地域社会への取組、貢献度
愛称	・ 親しみやすさ、呼びやすさ、施設イメージにあっているか
応募金額	・ 応募金額は妥当か ・ 他の応募者との比較

8 ネーミングライツ・パートナー候補者との協議

ネーミングライツ・パートナー候補者決定後、契約に係る必要事項、愛称の表示に係る事項等について協議を行う。協議事項の例としては、以下に掲げるものがある。

- （１）施設看板及び案内看板等の表示変更及び新設（法令に基づく規制及び施設構造等により制限される場合あり。）
- （２）新たに発行する印刷物等の記載変更
- （３）広報紙、ホームページ、その他広報媒体によるネームの露出及び普及
- （４）施設運営に支障のない範囲での施設使用权

なお、協議が不調に終わった場合において、次点順位の応募者がいる場合は、その応募者と順次協議を行うこととする。

9 ネーミングライツ・パートナーの決定、契約締結及び公表等

（１）ネーミングライツ・パートナーの決定及び契約の締結

ネーミングライツ・パートナー候補者との協議が整った場合は、当該団体をネーミングライツ・パートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結する。なお、契約期間が満了する際に、当該施設のネーミングライツを引き続き導入することとしたときには、当該ネーミングライツ・パートナーに次期優先交渉権を付与する。また、既に導入した愛称は原則として変更しないものとする。

（２）ネーミングライツ・パートナーの公表

ネーミングライツ・パートナー決定後、速やかに当該団体等の名称、施設の新愛称、パートナー料及び契約期間等を市ホームページ等で公表する。

10 ネーミングライツ導入に伴う費用負担

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次表のとおりとする。

区 分	市	ネーミングライツ・ パートナー
敷地内外の看板表示の変更（施設看板等）※1		○※2
契約期間終了後の原状回復		○※2
新たに発行するパンフレット等の印刷物やHPの表示変更	○	

※1 敷地外の看板表示等の変更は、関係機関と協議の上、変更可能な表示について行う。また新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議する。

※2 パートナー料の他、別途負担とする。

1 1 愛称の使用

市は、愛称を積極的に使用し、市ホームページ及び広報紙等で周知に努めるほか、関係機関に対し周知及び使用を促すものとする。

また、当分の間は条例上の名称を併記するなど、利用者が混乱しないように配慮するものとする。

1 2 パートナー料の使途

パートナー料は、原則として当該施設等の維持管理、運営及びサービス向上のために必要な事業の財源に充てるものとする。

1 3 契約の解除

(1) ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合その他の事情等により、当該施設の愛称の維持が困難な場合は、市は契約満了を待たず契約を解除できるものとする。その場合において、原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーの負担とする。

(2) 市に起因する事情により契約が解除された場合、原状回復に必要な費用は市が負担する。

1 4 その他

この要領に定めるものの他、ネーミング・ライツに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。